



国民健康保険または後期高齢者医療へ加入している皆さまへ
**限度額適用・標準負担額減額
 認定証の申請を！**

国民健康保険または後期高齢者医療加入者の医療費の自己負担限度額は、それぞれの所得区分によって異なります。その区分に応じた限度額を適用するためには、「**限度額適用認定証**」が必要となります。

限度額の適用は申請した月からとなりますので、医療費の支払いが高額になりそうな場合には、事前に交付申請をしてください。

平成30年8月1日以降は、70歳以上で現役並み所得の方も限度額を適用するためには「**限度額適用認定証**」の交付申請が必要となります(ただし、区分が現役並み所得者Ⅲの方は申請不要です)。

また、住民税が非課税の世帯には、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」が交付され、医療費とあわせて入院時の食事代が減額されます。

ただし、「**限度額適用認定証**」などは、国保税や後期高齢者医療保険料に滞納がない加入者に限って交付されます。滞納している方は、これまでど

認定証の申請を！

おりの自己負担額となります。なお、「**限度額適用認定証**」などの交付申請をしないので、下表の限度額を超える支払いをした場合は、差額を償還します。該当の領収書・印鑑・償還先口座のわかるもの(通帳など)・マイナンバーカード(または通知カード)・身分証明書を持参し、窓口へお越しください。

◎手続きについて

保険証・印鑑・マイナンバーカード(または通知カード)・身分証明書を持参し、窓口で交付申請をしてください。「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」が交付されます。※70歳以上の方で、区分が一般または現役並み所得者Ⅲの方は保険証のみで自動的に適用されるため、申請は不要です。

・70歳未満の国民健康保険加入者

適用区分	所得区分	3回目まで	4回目以降※ ²
ア	所得※ ¹ 901万円超	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	所得※ ¹ 600万円超901万円以下	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	所得※ ¹ 210万円超600万円以下	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	所得※ ¹ 210万円以下(住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

・70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
			3回目まで	4回目以降※ ²
現役並み所得者Ⅲ	課税所得690万以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円	
現役並み所得者Ⅱ	課税所得380万以上	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円	
現役並み所得者Ⅰ	課税所得145万以上	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円	
一般		18,000円※ ³	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	15,000円

※¹ 基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計額に当たります。

※² 過去12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の自己負担限度額になります。

※³ 1年間(8月1日～翌年7月31日)の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

所 得 区 分		食事代(1食あたり)
一般（下記以外の人）		460円※ ⁴
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

※⁴ 都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方は260円となります。

◎自己負担限度額(月額)

◎入院時の食事代

【申請・問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
 熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111